

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（2件）（漁業管理課）	1
公告	
○土地改良区の役員の就任（農業基盤課）	1
○開発行為に関する工事の完了（2件）（都市計画課）	1
○高知港係留施設等の指定管理者の募集（港湾・海岸課）	1

## 告 示

### 高知県告示第524号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 届出事項

##### (1) 発起人の住所及び氏名

香南市	中山 勝道
〃	浜口 信義
〃	国田 豊美

##### (2) 加入区の名称

手結加入区

##### (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧

##### (1) 縦覧期間

平成25年8月16日から同月30日まで

##### (2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合手結支所

### 高知県告示第525号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112

条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 届出事項

##### (1) 発起人の住所及び氏名

安芸郡東洋町	坂東 厚男
〃	蛭子 長
〃	江元 寛樹

##### (2) 加入区の名称

甲浦加入区

##### (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

高知県漁業協同組合

#### 2 指定漁船調書の縦覧

##### (1) 縦覧期間

平成25年8月16日から同月30日まで

##### (2) 縦覧場所

高知県漁業協同組合甲浦支所

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四万十市入田土地改良区から次のとおり就任した役員の届出があった。

平成25年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
理事	浜田 精一	四万十市入田3654-1
〃	上田 守	〃 〃 316-3
〃	上田 善久	〃 〃 3199
〃	岡村 淳一	〃 〃 2448
〃	岡本 滋夫	〃 〃 16
〃	久保 茂	〃 〃 2145
〃	久保 徹	〃 〃 2278
〃	久保 久雄	〃 〃 2144
〃	小松 昭夫	〃 〃 4031
〃	澤村 一	〃 〃 512
〃	正木 卓夫	〃 〃 635
〃	森 宗壽	〃 〃 2471
〃	安田 勝	〃 〃 3156-2
〃	渡邊 潤	〃 〃 323
〃	渡邊 利久	〃 〃 401
監事	久保 大典	〃 〃 2275

〃	安光 敏	〃	〃	2385-1
〃	渡辺 保	〃	〃	544-2

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成24年9月25日 24高須土第704号	須崎市神田字新町屋敷2485番1ほか（3工区の公共施設のうち須崎仁ノ線道路用水路及び2工区）	香川県高松市円座町1001番地 株式会社マルナカ 代表取締役 中山 明憲

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年6月10日 25高都計第123号	南国市国分字虫塚1255番1の一部	高知市朝倉東町7番6号 ウイング ハイツ301 横山 和志

高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）第18条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成25年8月16日

高知県知事 尾崎 正直

#### 1 指定管理者が業務を行う施設の概要

##### (1) 施設の名称

高知港係留施設等（県の管理に属する港湾施設のうち、募集要項において定める施設とする。）（以下「港湾施設」という。）

<p>(2) 施設の場所 高知市仁井田宇新港ほか</p> <p>(3) 施設の概要 募集要項に記載のとおり</p> <p>2 指定管理者が行う業務</p> <p>(1) 港湾施設における行為の規制に係る業務</p> <p>(2) 港湾施設の使用の禁止及び制限並びに貨物の制限及び撤去の命令</p> <p>(3) 船舶の係留場所の指定及び変更の命令</p> <p>(4) 港湾施設の使用及び使用期間の伸長の許可</p> <p>(5) 港湾施設の使用料の徴収（調定事務を除く。）</p> <p>(6) 港湾施設の使用料の免除</p> <p>(7) 港湾施設の使用の許可の取消し及び使用の許可の条件の変更</p> <p>(8) 港湾施設の使用の許可を受けた者に対する原状回復及び損害賠償の命令</p> <p>(9) (8)の命令に係る原状回復が完了したことの検査</p> <p>(10) 港湾施設の施設、設備等の維持管理に関する業務</p> <p>(11) (1)から(10)に掲げるもののほか、港湾施設の保全若しくは機能の確保又は港湾の荷役能力の低下を防止するために知事が必要があると認める業務</p> <p>3 指定期間 平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。</p> <p>4 応募資格 高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を有し、かつ、3の指定期間中、港湾施設の公平な利用を確保し、港湾施設の効用を最大限に発揮させるとともに、港湾施設の効率的な管理を図り、港湾施設の管理運営を適切に行うことができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。</p> <p>5 指定の手続</p> <p>(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。</p> <p>ア 2の業務に係る事業計画書</p> <p>イ 2の業務に係る収支予算書</p> <p>ウ 2の業務に係る管理代行料提案書</p> <p>エ 定款、規約その他これらに類する書類</p> <p>オ 法人にあつては当該法人の登記事項証明書（提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）、法人以外の団体にあつては当該団体の役員名簿及び代表者の住民票の写し（本籍地の記載は、不要とし、提出の日前3月以内に発行されたものに限る。）</p>	<p>カ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類</p> <p>キ 募集要項に記載している応募資格の欠格条項等に該当しない旨の誓約書</p> <p>ク アからキまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載する書類</p> <p>(2) 募集期間は、平成25年8月16日（金）から同年9月30日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便又は配達記録郵便によるものとし、平成25年9月30日午後5時15分までに必着すること。</p> <p>(3) (1)の提出書類の提出のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。</p> <p>(4) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、募集要項を参照すること。 なお、募集要項の配布は、(2)の募集期間内に7で行う。また、募集要項は、高知県土木部港湾・海岸課ホームページ（<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175001/">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/175001/</a>）からも入手することができる。</p> <p>(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。</p> <p>6 その他 県は、指定管理者と港湾施設の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。</p> <p>7 指定管理者指定申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先 郵便番号780-8570 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県土木部港湾・海岸課 電話番号088-823-9883 ファクシミリ番号088-823-9657 電子メールアドレス175001@ken.pref.kochi.lg.jp</p>	
---	--	--